

東武会 NEWS

東武会NEWS
No.1905
平成19年 5月発行

今月のトピック

改正道路交通法 施行迫る!

— 中型自動車免許制度が導入されます —

平成19年6月2日より、道路交通法の一部を改正する法律が施行されます。今回の施行によりこれまでの「普通自動車」「大型自動車」の区分に「中型自動車」が加えられ、それに伴い自動車運転免許にも「中型免許」「中型第2種免許」「中型仮免許」が登場します。

現行	普通自動車 未満 未満 以下	車両総重量:8トン 最大積載量:5トン 乗車定員:10人	以上 以上 超	大型自動車	受験資格 <普通自動車>18歳以上 <中型自動車>20歳以上で免許保有期間2年以上 <大型自動車>21歳以上で免許保有期間3年以上
改 正					
	普通自動車 未満 未満 以下	車両総重量:5トン 最大積載量:3トン 乗車定員:10人	以上 以上 超	中型自動車 未満 未満 以下	車両総重量:11トン 最大積載量:6.5トン 乗車定員:29人



なお改正時に既に免許を受けている場合、それまで運転することができた範囲の自動車については改正後も引き続き運転することができます。

専 門 業 務 部 通 信

<国際業務部>	<陸運業務部>	<公安業務部>
重国籍の方は国籍の選択が必要	ハザードマップポータルサイトの公開	捜査特別報奨金制度
特に、昭和60年以降生まれた日本人で外国で出生したり、親が外国籍の方は、平成19年以降、国籍の選択期限が順次到来しますので、注意が必要です。	国土交通省では、市町村が作成している各種ハザードマップを一元的に検索・閲覧できるポータルサイトを4月27日より公開しました。	警察庁では、平成19年4月1日から、重要凶悪犯罪等の被疑者検挙に資する情報の提供を受けるため、特別報奨金による懸賞広告制度を導入しました。これは、対象となる事件の被疑者検挙又は事件解決に結びつく情報の提供者に対して、上限額(300万円又は100万円)の範囲内で懸賞金を支払うものです。
1 国籍の選択とは、国籍法に基づき、日本又は外国のいずれかの国籍の選択をするもので、期限は以下の通りです。 ① 出生によるなど20歳に達する以前に重国籍となった方は、22歳に達するまでに ② 20歳に達した後に日本への帰化等により重国籍となった方は、重国籍後2年以内に国籍の選択が必要となります ※出生・帰化・婚姻・認知等で重国籍となる場合有り	災害に関するハザードマップの種類 洪水・内水・高潮・津波・土砂災害・火山 自宅や勤務先のある市町村だけでなく、周辺の市町村、旅先、親戚・知人の住む地域などの情報を入手でき、迅速・適切な避難行動に繋がり、ひいては、防災意識の向上が期待されます。	—第1回公告対象事件— ○ 石狩市新港における会社員強盗殺人事件 ○ 千葉市若葉区みつわ台における強盗殺人事件 ○ 名古屋市中区大当郎地内老夫婦被害強盗殺人事件 ○ 堺市西区神野町における母娘殺傷事件 ○ 茨木警察署管内阪急南茨木駅前路上における強盗殺人事件
2 国籍選択手続の相談は、最寄の法務局・在外公館、市区町村役場にて受け付けています。	閲覧可能ホームページ 国土交通省防災情報センターHP、河川局、都市・地域整備局、港湾局、国土地理院等HPにて	

困りごと無料相談会 開催日程 (随時追加予定)

5月20日(日) 9:00~17:00	新座市民会館
5月26日(土) 9:00~17:30	富士見市民文化会館
6月2日(土) 9:00~17:30	朝霞市栄町市民センター
6月16日(土) 9:00~17:00	和光市白子コミセン
6月23日(土) 9:00~17:30	志木市民会館
7月28日(土) 9:00~17:30	富士見市民文化会館
7月29日(日) 10:00~17:30	にいざほっとぶらざ

東武会
“今月の重点活動”

★ 建設業許可更新★
★ キャンペーン★
★ 実施中!★

ただいま、行政書士ネットワーク東武会では、地元地域の建設業者様の許可更新手続きを特別価格にてお受けしております。更新間近の建設業者様、この機会を是非ご利用ください。

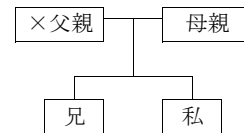
♡ **結婚契約書** ♡
取扱い開始!!

行政書士ネットワーク東武会では、お二人の新たな門出の記念となる『結婚契約書』を作成しております。ご利用は事務局まで。

今月の「困りごと」 “困りごと無料相談会”より

当会主催の困りごと無料相談会で多い相談例を、統合整理し掲載しております。

Q 昨年10月に父親が亡くなりました。相続人は母親と兄と私です。主な財産は自宅の土地・建物と銀行預金と郵便貯金です。全ての財産は母親が相続することで相続人全員の話し合いは出来ています。相続税の事も心配なので、それも含めて教えてください。



相続税のしくみについてのご相談ですが、以下順序通り、ご説明致します。

A

①各人の所得した「課税価格」を計算します。ご相談の場合お母様が全てを取得する様ですので、ご自宅と預貯金の評価額の合計額になります。②基礎控除を「課税価格」から引きます。ご相談の場合は5,000万円+1,000万円×3が基礎控除になりますので、8,000万円になります。この段階でマイナスになれば相続税の問題はありません。③課税遺産総額を法定相続で取得したものと仮定して、各相続人ごとの取得金額を計算します。ご相談の場合はお母様二分の一、ご兄弟が四分の一ずつ取得したものとします。④③で取得したものととして各相続人ごとの税額を求めます。⑤④の各相続人ごとの相続税額を合計します。この額が相続税額となります。したがって分割方法をどの様に行なっても、相続税の総額は変わりません。⑥相続税の総額を相続人ごとの相続財産の取得割合に応じて按分します。ご相談の場合は全てお母様の負担になります。⑦税額控除や税額軽減を計算します。ご相談の場合はお母様(被相続人の配偶者)が全てを相続するとの事ですので、配偶者の相続税額の軽減が利用できます。この配偶者の税額軽減は、配偶者が取得した財産が法定相続分以下である場合か1億6000万円以下である場合は控除が受けられる制度です。

「相続・遺言」の出張勉強会開催中!

4名様以上のグループに出張します。費用はテキスト代×人数分のみです。詳細は事務局までお問い合わせ下さい。

その他各種勉強会出張開催いたします

詳細については、事務局までお問い合わせ下さい。

なるほど! 行政書士

「全国の住民票1枚から」
「警察に訴えるぞ!」
そんな物騒な言葉を稀に聞きます。本当に訴える場合の「告訴状・告発状」作成これも、業務です。

行政書士ネットワーク東武会

事務局の所在地 **埼玉県志木市上宗岡1-17-15 (内藤行政書士事務所内)**

TEL/FAX **048(487)2014**
ホームページ <http://www.toubukai.net>
メール info@toubukai.net

行政書士 **内藤 明雄** 行政書士 **新井 浩**
行政書士 **関 智一** 行政書士 **藤田 浩樹**

行政書士は法律に基づく国家資格者です。申請書類・相続関係書類などの権利義務・事実証明に関する書類の作成・相談を行なっています。